

福山市自治会（町内会）長章規程

昭和 5 7 年 5 月 1 8 日

規 程 第 4 号

第 1 条 福山市自治会連合会は、別記の自治会（町内会）長章を定める。

第 2 条 この自治会（町内会）長章は、自治会（町内会）長及び学区（地区・町）自治会（町内会）連合会役員が着用するものとする。

第 3 条 この会長章は有償とする。

第 4 条 自治会（町内会）長章は、これを他人に貸与してはならない。

第 5 条 学区（地区・町）自治会（町内会）連合会は、その学区（地区・町）の自治会（町内会）長章を管理するものとする。

第 6 条 自治会（町内会）長がこの自治会（町内会）長章を紛失又は棄損したときは、福山市自治会連合会に届け出て再購入することができる。

第 7 条 学区（地区・町）自治会（町内会）連合会長、自治会（町内会）長を代行するなど、特別な理由によって会長章を必要とする場合は、学区（地区・町）自治会（町内会）連合会長が申し出、福山市自治会連合会会長がこれを認めるときには使用を許可する。

ただし、その理由が消滅したときは、学区（地区・町）自治会（町内会）連合会長は直ちにこれを回収しなければならない。

第 8 条 この規程の改廃は、福山市自治会連合会の常任理事会の決議による。

附 則

この規程は、昭和 5 7 年 5 月 1 8 日から実施する。

附 則

この規程は、平成 5 年 5 月 2 5 日から実施する。

附 則

この規程は、平成 1 4 年 2 月 8 日から実施する。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 6 月 2 日から実施する。

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 2 3 日から実施する。

自治会（町内会）長章

